

社会福祉法人 起産石川 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人起産石川（以下「当法人」という。）定款第8条及び第10条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員は、理事長及び常務理事とし、理事長の報酬は月額600,000円を超えない範囲内で、常務理事（業務執行理事）の報酬は月額500,000円を超えない範囲内で、経歴や理事の在職年数等を勘案して定める。但し、役員としての賞与及び退職手当は支給しない。
 - (2) 非常勤役員及び評議員については、次のとおりに業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
 - ア 役員会及び評議員会出席1回毎に15,000円
 - イ 監事が監査を実施した場合は30,000円
- 2 前項第1号の役員のうち、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には報酬を支給しない。

(旅費交通費)

第3条 役員及び評議員の旅費交通費については、次のとおりに支給する。

- (1) 常勤役員の職務上の出勤については、給与規程に基づいて支給する。

出張したときは旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費）を実費で支給する。
- (2) 非常勤役員及び評議員の役員会・評議員会への出席及び職務による出勤については、1キロ30円（100円未満切捨て）の換算で支給することができる。

出張したときは旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費）を報酬とは別に実費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等の支給時期、支給方法は次のとする。

- (1) 常勤役員の報酬については、毎月末日締め翌月20日に銀行振込にて支給する。
- (2) 非常勤役員及び評議員の報酬については、会の終了時に現金支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、当法人の一ヶ月の所定労働日数である21日で報酬額を除し、土曜及び日曜の日数を差し引いた在籍日数を乗じて求めるものとする。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月まで

の報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、規定がない場合は1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会にて決議した後、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、令和2年6月26日に制定し、令和2年6月1日から施行する。